

「貨物自動車運送事業法附則第 1 条の 2 に基づく荷主への是正指導指針」の制定について

1. 背景

トラックドライバーは、他産業と比較して労働時間が長く、低賃金にあることから、担い手不足が課題であり、荷主企業・元請事業者の理解と協力の下、荷待ち時間の削減や適正な運賃の收受等により、トラックドライバーの労働条件を改善することが急務となっている。

国土交通省では、適正な取引を阻害する行為を是正するため、貨物自動車運送事業法に基づき、荷主企業・元請事業者への是正指導を実施してきたが、依然として荷主等に起因する長時間の荷待ちや、運賃・料金等の不当な据え置き等が十分に解消されていない。

このため、令和 5 年 7 月に「トラック G メン」を創設し、「トラック G メン」による調査結果を貨物自動車運送事業法に基づく荷主企業・元請事業者への「働きかけ」「要請」等の是正指導に活用し、実効性を確保したところである。

また、令和 6 年 1 1 月には、物流全体の適正化を図る観点から「トラック G メン」を「トラック・物流 G メン」に改組し、倉庫業者からの情報収集を行うとともに、各都道府県のトラック協会が新たに設けた「G メン調査員」とともに総勢 3 6 0 名の規模に体制拡充を図り、情報収集機能を強化している。

「トラック・物流 G メン」が今後も荷主等に対する効果的な是正指導を実施するためには、是正指導の透明性や公平性を確保し、関係者からの一層の理解と協力を得ていく必要があり、現在「トラック・物流 G メン」が実施している是正指導の考え方等を行政手続法第 3 6 条に基づく行政指導指針として公表することにより、統一的な運用を行うものである。

2. 概要

トラック・物流 G メンが実施している是正指導の考え方等を規定した行政指導指針を以下のとおり公表する。詳細は別紙。

(1) 是正指導の対象

トラック・物流 G メンの是正指導の対象となる荷主の定義、違反原因行為の種別、違反原因行為ごとの定義及び考え方等を規定

(2) 是正指導の手続き、改善内容の確認

トラック・物流 G メンが是正指導を実施する際の判断基準及び手続き、是正指導を実施した際の改善内容の確認方法等を規定

(3) 荷主パトロール等の実施

トラック・物流 G メンによる荷主パトロールや街頭活動に関する実施方法等を規定

(4) 情報提供及び処理結果通知等

トラック・物流 G メン又は G メン調査員に対する情報の提供方法や情報の取扱い、情報提供者への処理結果の通知制度等について規定

3. 今後のスケジュール（予定）

公 布：令和 7 年 1 0 月頃

施 行：公 布 の 日